

令和元年

三重県議会定例会会議録

（ 6 月 28 日 ）
（ 第 8 号 ）

令和元年

三重県議会定例会会議録

第 8 号

○令和元年6月28日（金曜日）

議事日程（第8号）

令和元年6月28日（金）午前10時開議

- 第1 議案第3号から議案第20号まで
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第2 意見書案第1号
〔採決〕
- 第3 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 第4 議案第21号から議案第23号まで
〔提案説明、採決〕
- 第5 調査機関設置の件
- 第6 議員派遣の件

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第1 議案第3号から議案第20号まで
 - 日程第2 意見書案第1号
 - 日程第3 常任委員会の調査事項に関する報告の件
 - 日程第4 議案第21号から議案第23号まで
 - 日程第5 調査機関設置の件
 - 日程第6 議員派遣の件
-

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	川	口	円
2	番	喜	田	健児
3	番	中	瀬	信之
4	番	平	畑	武
5	番	石	垣	智矢
6	番	小	林	貴虎
7	番	山	本	佐知子
8	番	山	崎	博
9	番	中瀬	古	初美
10	番	廣		耕太郎
11	番	下	野	幸助
12	番	田	中	智也
13	番	藤	根	正典
14	番	小	島	智子
15	番	木	津	直樹
16	番	田	中	祐治
17	番	野	口	正
18	番	倉	本	崇弘
19	番	野	村	保夫
20	番	山	内	道明
21	番	山	本	里香
22	番	稲	森	稔尚
23	番	濱	井	初男
24	番	森	野	真治
25	番	津	村	衛
26	番	杉	本	熊野

27	番	藤	田	宜	三
28	番	稻	垣	昭	義
29	番	石	田	成	生
30	番	小	林	正	人
31	番	服	部	富	男
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	村	林		聡
37	番	今	井	智	広
38	番	北	川	裕	之
39	番	日	沖	正	信
40	番	舟	橋	裕	幸
41	番	三	谷	哲	央
43	番	中	村	進	一
44	番	津	田	健	児
45	番	中	嶋	年	規
46	番	青	木	謙	順
47	番	中	森	博	文
48	番	前	野	和	美
49	番	舘		直	人
50	番	山	本	教	和
51	番	西	場	信	行
52	番	中	川	正	美
(42)	番	欠			番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記（事務局次長）	畑 中 一 宝
書 記（議事課長）	西 塔 裕 行
書 記（企画法務課長）	枅 屋 武
書 記（議事課課長補佐兼班長）	平 井 靖 士
書 記（議事課主幹）	松 本 昇
書 記（議事課主任）	中 西 孝 朗

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	渡 邊 信一郎
副 知 事	稲 垣 清 文
危機管理統括監	服 部 浩
防災対策部長	日 沖 正 人
戦略企画部長	福 永 和 伸
総 務 部 長	紀 平 勉
医療保健部長	福 井 敏 人
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	井戸畑 真 之
地域連携部長	大 西 宏 弥
農林水産部長	前 田 茂 樹
雇用経済部長	村 上 亘
県土整備部長	渡 辺 克 己
環境生活部廃棄物対策局長	中 川 和 也
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日出夫
地域連携部南部地域活性化局長	伊 藤 久美子
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子

企 業 庁 長
病院事業庁長
会計管理者兼出納局長

山 神 秀 次
加 藤 和 浩
荒 木 敏 之

教 育 長

廣 田 恵 子

公安委員会委員長
警 察 本 部 長

岡 本 直 之
難 波 健 太

代表監査委員
監査委員事務局長

山 口 和 夫
水 島 徹

人事委員会委員
人事委員会事務局長

戸 神 範 雄
山 口 武 美

選挙管理委員会委員

富 永 健

労働委員会事務局長

山 岡 哲 也

午前10時0分開議

開

議

○議長（中嶋年規） おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

諸

報

告

○議長（中嶋年規） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書が所管の常任委員長から提出されましたので、お手

元に配付いたしました。

次に、意見書案第1号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議案第21号から議案第23号までが提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

防災県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件名
16	工事請負契約の変更について（宮川流域下水道（宮川処理区）内宮幹線（第2工区）管渠工事）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和元年6月21日

三重県議会議長 中嶋 年規 様

防災県土整備企業常任委員長 木津 直樹

教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件名
14	三重県総合博物館条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和元年6月21日

三重県議会議長 中嶋 年規 様

教育警察常任委員長 田中 智也

総務地域連携常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
9	人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例案
17	財産の取得について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和元年6月21日

三重県議会議長 中嶋 年規 様

総務地域連携常任委員長 廣 耕太郎

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
3	令和元年度三重県一般会計補正予算（第2号）
4	令和元年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）
5	令和元年度三重県水道事業会計補正予算（第1号）
6	会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例案
7	三重県森林環境譲与税基金条例案
8	公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例案
10	選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
11	三重県県税条例等の一部を改正する条例案

1 2	三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例案
1 3	公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
1 5	土木関係建設事業に対する市町の負担について
1 8	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
1 9	三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例案
2 0	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和元年6月26日

三重県議会議長 中嶋 年規 様

予算決算常任委員長 小林 正人

意見書案第1号

豚コレラ対策の強化を求める意見書案

上記提出する。

令和元年6月27日

提 出 者

川 口 円

中 瀬 信 之

小 林 貴 虎

山 本 佐知子

中瀬古 初 美

田 中 智 也

倉 本 崇 弘

野 村 保 夫
山 内 道 明
山 本 里 香
稲 森 稔 尚
藤 田 宜 三
石 田 成 生
日 沖 正 信

豚コレラ対策の強化を求める意見書案

平成30年9月、国内では26年ぶりとなる豚コレラが岐阜県の農場において発生して以降、複数の府県の農場においても感染が確認されており、感染拡大の防止に向けた取組が急務となっている。

このような中、本県においても豚コレラに感染した野生イノシシが確認されており、野生イノシシを介した豚コレラの感染拡大防止対策が講じられているものの、より効果的に対策を推進していく必要がある。

また、豚コレラの発生による養豚農家の受ける被害は深刻なものであり、その支援の一層の充実を図っていく必要がある。

よって、本県議会は、国において、下記の事項について措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 野生イノシシの駆除など、地方自治体が行う野生イノシシを対象とした感染拡大防止対策について、技術的な支援を行うとともに、その経費に対する財政的な支援を拡充すること。
- 2 被害を受けた養豚農家の経営及び生活再建等への支援を速やかに実施すること。
- 3 豚コレラの更なる感染の拡大を防止するため、飼養豚へのワクチン使用も視野に入れた対策を検討すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 嶋 年 規

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣

提 出 議 案 件 名

議案第21号 公安委員会委員の選任につき同意を得るについて

議案第22号 人事委員会委員の選任につき同意を得るについて

議案第23号 収用委員会委員及び予備委員の選任につき同意を得るについて

委 員 長 報 告

○議長（中嶋年規） 日程第1、議案第3号から議案第20号までを一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。木津直樹防災県土整備企業常任委員長。

〔木津直樹防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（木津直樹） 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第16号工事請負契約の変更について（宮川流域下水道（宮川処理区）内宮幹線（第2工区）管渠工事）につきましては、去る6月21日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会ですべて議論のありました事項について申し述べます。

RDF焼却・発電事業の総括についてであります。

昨年7月に開催された三重県RDF運営協議会総会におけるRDF焼却・発電事業に関する決議を受けまして、三重ごみ固形燃料発電所でのRDFの焼却及び発電は本年9月を軸に終了することとされ、今後、焼却・発電施設の撤去等を経て、RDF焼却・発電事業が全て終了することとなります。

平成27年10月及び平成28年3月に開催された本委員会におきましては、RDF焼却・発電事業の総括について県当局より説明が行われ、今後、全ての事業終了時には改めて事業の総括を行うこととされました。

RDF焼却・発電事業は、県が一般廃棄物行政に関与することで、資源循環型社会の推進に一定の成果を上げてきたとされる一方で、2名の殉職者を出す事故も起こし、反省点が多い事業でもあります。

県当局におかれましては、全ての事業が終了した際には、関係部局間で連携し、環境政策の視点を含めた事業全体の検証を行うとともに、市町からの意見も取り入れ、後世に引き継いでいけるようなしつかりとした総括を行うよう強く要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中嶋年規） 田中智也教育警察常任委員長。

〔田中智也教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（田中智也） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第14号三重県総合博物館条例の一部を改正する条例案につきましては、去る6月21日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中嶋年規） 廣 耕太郎総務地域連携常任委員長。

〔廣 耕太郎総務地域連携常任委員長登壇〕

○総務地域連携常任委員長（廣 耕太郎） 御報告申し上げます。

総務地域連携常任委員会に審査を付託されました議案第9号人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例案外1件につきまし

ては、去る6月19日及び21日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

三重県公文書等管理条例（仮称）についてであります。

三重県公文書等管理条例（仮称）は、公文書は行政だけではなく、県民全てのものであることを明確にし、公文書を現在だけでなく、将来の県民に対しても残していくため、公文書の管理手続等を定めるものです。今回、示されました条例の中間案では、実施機関に知事、各種委員会のほか、議会も含むものとなっています。議会の公文書管理については、議会の基本的権能にかかわる重要な部分であるため、県当局におかれましては、そのあり方について十分な議会との協議を踏まえ、慎重に取りまとめていただきますようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中嶋年規） 小林正人予算決算常任委員長。

〔小林正人予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（小林正人） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第3号令和元年度三重県一般会計補正予算（第2号）外13件につきましては、去る6月17日に委員会を開催し、総括質疑を行うとともに、6月18日から21日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、6月26日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第4号、議案第5号、議案第10号、議案第12号、議案第13号及び議案第15号の6件につきましては全会一致をもって原案を可決、議案第3号、議案第6号から議案第8号まで、議案第11号及び議案第18号から議案第20号までの8件につきましては、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

今回の補正予算は、統一地方選挙を控える中で編成した骨格的予算を肉付

けし、これにより年間総合予算とするもので、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を活用し、防災、減災に係る取組を充実させる内容となっています。

また、農林水産業や観光の振興など未来を切り開くための取組にも挑戦するものとなっております。

令和という新しい時代のスタートに、県民の皆さんが幸福を実感し、未来への希望を持って明るく前向きに挑戦、活躍し続けられるよう、今年度が最終年度となる、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の目標達成に向け、効果的かつ効率的に予算を執行されるとともに、財政健全化についても健全化の道筋がつけられるよう、引き続き取組を進められることを要望いたします。

なお、審査の過程において、特に議論のありました事項について申し述べます。

6月17日の総括質疑においては、財政健全化に向けた取組の着実な推進、土砂条例（仮称）制定に向けた取組、空の移動革命促進事業の取組、次期行動計画策定の考え方、県産品の輸出拡大と国際展開、移住促進の取組、三重県経済を支える中小企業への支援などについて活発な議論が行われ、事業執行に反映させるよう求めました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中嶋年規） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討

論

○議長（中嶋年規） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。21番 山本里香議員。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 日本共産党の山本里香です。提案されております18議案のうち、議案第3号、第6号から第8号、第11号及び第18号から第20号の8議案に反対討論いたします。

議案第3号は、今年度一般会計補正予算であります。災害に強い地域社会をつくるためにと、乳児用液体ミルクの備蓄、緊急輸送道路橋梁耐震化や河川改修などの治水対策、危機管理、水位計設置、ため池ハザードマップ作成支援、また県立学校のトイレ改修、エアコン設置設計など評価できるものも多くありますが、問題とするものは4点です。

リニア中央新幹線関係費の294万円増額は、これまでもリニアについては人口減を加味していない需要予測、地下水や動植物などの自然環境と騒音振動など生活環境への悪影響、巨額の事業費と公的資金の投入、大手ゼネコンの談合など採算性もなく無謀なリニア計画は中止すべきだと反対してまいりました。県内駅設置をと、J R 東海と連携して必要データなどの収集やリニア事業に対する県民の機運醸成を図るとしての増額ですが、リニアの電力消費は既存の新幹線の3倍、大規模なトンネル工事で河川の流量減少、発生残土の処理も懸念されています。SDGsの対極にもある計画です。

RDFやガス化溶融炉など夢のプランのかけ声に見切り発車した事業で、手痛い目に遭ってきた教訓は生かされないのでしょうか。

また、新たな森林経営管理体制支援事業、3128万円については、2023年に切れる復興特別住民税と入れかえに、2024年から森林環境税が導入されることを見込み、その後、償還されるとして先んじて地方交付税及び議案第7号で提案されております森林環境譲与税からの借り入れで生み出す財政で運営される事業です。先の税収を借り込む形です。

議案第7号の森林環境譲与税も関連しますので、ここで論じます。もちろん、森林の持つ公的機能を維持するための森林整備は重要です。だからこそ、国の一般会計における林業予算の拡大で進めるべきです。1993年から比べると、国の林業予算は6000億円減ってきているのです。需要のある自治体への交付税措置として財源保障を行うことが適切です。森林環境税は年額1000円、個人住民税均等割に上乗せするもので、所得のない人にも一律課税です。みえ森と緑の県民税も引き続き存続する方向です。

県民税にはある法人負担がなく、森林呼吸減対策や森林の公益機能の恩恵

を口実に、国や温室効果ガス排出企業が引き受けるべき負担を国民個人のみに押しつけるものです。個人と同じく法人も森林保全の受益者であります。自治体への配分の仕方にも問題があります。森林のない都市部の住民も含めて一律に負担を求めることを正当化するために、真に森林整備が必要な自治体に重点的に配分ができない仕組みになっています。私有林のない大都市の自治体のほうが私有林面積の広い地方部の自治体よりも譲与額が大きくなるという矛盾があります。

さらに、人権施策総合推進事業費の535万円の増額については、人権問題に関する県民意識調査のための増額ということです。前回、2014年の意識調査において、マイノリティーとの付き合いという項目の中で、同和地区出身者との付き合いがあるかどうかを聞くなど、不適切な設問があったことを指摘もしてきましたが、踏襲する内容であれば許されません。

議案第6号及び議案第8号は、ともに県行政や県立学校で臨時的任用の皆さんを会計年度任用職員へと制度化するものです。地方公務員法と地方自治法の改正により、野方図な状態になっていた非正規公務員が会計年度任用職員というひどい名称の職員として統合されていくというものです。民間であれば、現在では無期転換権が発生します。しかし、公務員だという理由、雇用ではなく任用だからという労働者側には関係のない理由で、それが認められない制度です。任期の定めのない常勤職員を中心とする公務運営の原則が崩されている実態を追認し、固定化するものになりはしないかと心配をしています。

また、地域手当や期末手当を支給できることとなりますが、その運用に関しては不透明であり、不安があります。

議案第11号は、車体課税の大幅改正として消費税率が10%に引き上げられる2019年10月1日以降に、新車新規登録を受けた自家用乗用車から自動車税の恒久減税、グリーン化減税対策範囲は縮小され、限定的になるとしています。毎年支払う自動車税を年間1000円から4500円減税する一方で、財源を生み出すために環境性能がよい車への優遇措置対象車を絞り込むということで

す。環境インセンティブの強化としての減税基準の厳格化は、地球温暖化対策の観点からは直ちに否定はできませんが、減税の穴埋めとなれば話は別です。

5月に採決された消費税増税後の自動車取得税の廃止、自動車購入時にかかる燃費課税、環境性能割を1年間に限り税率を1%軽減するとはいえ、消費税率の引き上げがあるので、消費税負担が増え、差し引きすると取得時の税負担が増える車が出てきます。県財政において自動車税、恒久減税の穴埋めに自動車重量税の譲与割合の段階的引き上げや、都道府県自動車重量譲与税制度を創設、揮発油税から地方揮発油税への税源移譲などの措置は、地方税財政の拡充にはなりません。消費税増税とセットになっていることとともに、もちろん総合的に考えて反対です。

加えて、特別法人事業税の新設に伴う法人事業税の所得割、収入割の税率引き下げは、消費税増税で地方自治体の税收格差拡大を深刻化させる一方で、国が責任をもって交付税制度を通じて自治体間の財政調整の責任を果たすところを地方自治体に押しつけているものです。

最後に議案第18号、第19号、第20号については、消費税10%への増税を期に精査をして料金など値上げをするものです。22種類のものが提案されています。それぞれ100円から1000円の値上げとなっています。現行の108分の2程度におさまらず、9%値上げのものもあります。便乗値上げかどうかの判断は大変難しいですが、これは便乗値上げと言われても仕方がない状況があります。これまでの増税時には便乗値上げはいけませんなどと政府のパンフレットに記載されていましたが、今回は便乗値上げをも容認する内容に変更されているということも問題です。

安倍総理は消費不況が続く中で消費税増税を断行するために消費税増税による経済への打撃を避けるため、いただいたものは全てお返しすると言い、苦肉の策を弄しても、それらが全て矛盾の中にあります。消費税増税の打撃を一番受ける所得の低い層では、いただいたもののお返しは範疇ではなく、支払った消費税はお金のある層に移るだけ、消費税増税は社会保障のためと

言いながら、税金の集め方や使い方は大企業や富裕層を優遇し、アメリカにいい顔をしています。

今、暮らしを応援することから景気の回復へとつなげることが望まれています。景気の足腰を破壊する消費税増税は論外です。三重県が条例を改正し、増税の片棒を担ぐことは許されません。

以上、反対の理由を述べて反対討論とさせていただきます。皆さんの賛同をお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（中嶋年規） 以上で討論を終結いたします。

採

決

○議長（中嶋年規） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず議案第4号、議案第5号、議案第9号、議案第10号及び議案第12号から議案第17号までの10件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中嶋年規） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第3号、議案第6号から議案第8号まで、議案第11号及び議案第18号から議案第20号までの8件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中嶋年規） 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

意見書案審議

○議長（中嶋年規） 日程第2、意見書案第1号豚コレラ対策の強化を求める意見書案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中嶋年規） 御異議なしと認め、本件は趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（中嶋年規） これより採決に入ります。

意見書案第1号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中嶋年規） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

常任委員長報告

○議長（中嶋年規） 日程第3、常任委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、戦略企画雇用経済常任委員会から調査の経過等について報告いたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。東 豊戦略企画雇用経済常任委員長。

〔東 豊戦略企画雇用経済常任委員長登壇〕

○戦略企画雇用経済常任委員長（東 豊） 議長のお許しをいただきましたので、本委員会において特に議論のありました事項について御報告申し上げます。

三重県総合教育会議についてであります。

三重県総合教育会議は、知事と教育委員会が十分な意思疎通を図り、本県の教育に係る課題やあるべき姿を共有し、連携して三重の教育行政に取り組むため設置されたものです。

現在、三重県総合教育会議においては、令和２年度以降を期間とする次期の三重県教育施策大綱に関する議論も行われていますが、今後の三重県総合教育会議での議論に当たっては、例えば、何らかの事情で学校に行けない子どもや外国人児童・生徒の実態を踏まえて、学び直しの機会や就学前教育といった要素も視野に入れるなど、子どもたちを育む施策について十分検討されるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中嶋年規） 以上で常任委員長の報告を終わります。

議 案 審 議

○議長（中嶋年規） 日程第４、議案第21号から議案第23号までを一括して議題といたします。

提 案 説 明

○議長（中嶋年規） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ただいま上程されました議案第21号から第23号について御説明いたします。

これらの議案はいずれも人事関係議案であり、公安委員会委員、人事委員会委員、収用委員会委員及び予備委員の選任について議会の同意を得ようとするものです。

以上簡単ではございますが、提案の説明といたします。何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋年規） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略

し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中嶋年規） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（中嶋年規） これより採決に入ります。

議案第21号から議案第23号までの3件を一括して起立により採決いたします。

本案にいずれも同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中嶋年規） 起立全員であります。よって、本案はいずれも同意することに決定いたしました。

調 査 機 関 の 設 置

○議長（中嶋年規） 日程第5、調査機関設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。三重県議会基本条例第13条第1項の規定により、お手元に配付の一覧表のとおり、選挙区及び定数に関する在り方調査会を設置したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中嶋年規） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の一覧表のとおり、選挙区及び定数に関する在り方調査会を設置することに決定いたしました。

調査機関設置一覧表

1 選挙区及び定数に関する在り方調査会

(1) 設置目的

三重県議会における選挙区及び定数の在り方について調査するため

(2) 定 数 8名以内

(3) 構 成 員 議長が指名する者

(4) 設置期間 当該調査の終了まで

議 員 派 遣 の 件

○議長（中嶋年規） 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付の一覧表のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中嶋年規） 御異議なしと認めます。よって、本件はお手元に配付の一覧表のとおり派遣することに決定いたしました。

議 員 派 遣 一 覧 表

1 第13回紀伊半島三県議会交流会議

(1) 派遣目的

紀伊半島地域に係る諸課題について意見交換を行うために開催する「第13回紀伊半島三県議会交流会議」に東紀州選出議員4名及び各会派から5名が出席する。

(2) 派遣場所 奈良県橿原市

(3) 派遣期間 令和元年7月26日 1日間

(4) 派遣議員	中瀬 信之 議員	中瀬古初美 議員
	藤根 正典 議員	津村 衛 議員
	杉本 熊野 議員	谷川 孝栄 議員
	東 豊 議員	長田 隆尚 議員
	中森 博文 議員	

2 全国都道府県議会議長会新任議員研修会

(1) 派遣目的

新たに議員となった者が、全国都道府県議会議長会が主催する新任議員研修会に参加することで、地方議会の基礎的な制度と運営について学ぶとともに、地方行財政を取り巻く諸課題など議員の職務遂行に必要な共通知識を深めることを目的とする。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 令和元年 8月21日 1日間

(4) 派遣議員 川口 円 議員 喜田 健児 議員

○議長（中嶋年規） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休

会

○議長（中嶋年規） お諮りいたします。明29日から9月17日までは休会とい
たしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中嶋年規） 御異議なしと認め、明29日から9月17日までは休会とす
ることに決定いたしました。

9月18日は定刻より、本会議を開きます。

散

会

○議長（中嶋年規） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時28分散会